**解散公告**

当社は、平成二十五年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

福岡市博多区西月隈一丁目一〇番一六号

株式会社ＴＡＩＨＥＩ

清算人　中村　光一

**解散公告**

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

佐賀県佐賀市本庄町大字袋四〇三番地

有限会社ライフサポート

清算人　徳永　正己

**解散公告**

当社は、平成二十五年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

沖縄県那覇市港町二丁目二番九号カサデラブリー港町二〇三号室　株式会社ハッピー

代表清算人　稲井日出司

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

宮城県加美郡加美町字北町二番一三九番地

社団法人加美郡医師会

代表清算人　有馬　恒彦

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年四月一日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

秋田県横手市大雄字三村東一八番地

財団法人横手市大雄堆肥供給公社

代表清算人　小野　太咲

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

山形県最上郡金山町大字金山三二四番地の一

財団法人金山育英会

清算人　鈴木　洋

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の評議員会及び理事会の決議を経て、平成二十五年三月二十六日東北地方運輸局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

福島県いわき市小名浜字栄町六番地の一

財団法人小名浜海員会館

代表清算人　吉村　眞一

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年十月二十四日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十五年三月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

埼玉県坂戸市伊豆の山町二二番一〇号トータマンション一階

医療法人幸宏会

清算人　河村　宏一

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日三重県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

三重県津市乙部六番三四号

学校法人真盛学苑

清算人　杉谷　秀也

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

滋賀県彦根市元町四番二号彦根市役所内

財団法人村岸育英会

代表清算人　前川　恒廣

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十五年三月二十九日茨木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

大阪府茨木市真砂一丁目一八番一一号

茨木市真砂・玉島台土地区画整理組合

代表清算人　中西　賛治

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

大阪市東住吉区公園南矢田四丁目二二番一〇号

財団法人枯木会

代表清算人　寺西　利造

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十五年四月十一日付けで解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。土地改良法第六十九条第二項の規定に基づいて公告します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

兵庫県加古川市平荘町磐二八七番地の二

清算法人磐西土地改良区

清算人代表　原戸　春雄

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

奈良県天理市川原城町六〇五番地

天理市土地開発公社

清算人　福井　常夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

佐賀県杵島郡白石町大字福吉一八五〇番地

財団法人日本ボーイスカウト佐賀県連盟

維持財団　代表清算人　竹下　康雄

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十五年三月二十八日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二六八番地の五

玖珠町土地開発公社

代表清算人　朝倉　浩平

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

岩手県盛岡市上田三丁目一八番三三号

財団法人岩手教育文化センター

代表清算人　石川　桂司